

## 別紙

- 建設発生土の搬入予定日は公募申込者（以下「受入者」という。）と調整のうえ、決定します。
- 建設発生土の搬出先として選定した土地の受入者は、搬入土の土質的条件を指定できません。
- 受入者は、県以外の土砂を受入れる場合、書面をもって県に協議を行うものとします。
- 受入者は、搬入予定日までに周辺住民・事業所等へ建設発生土の受入れ、期間等を周知し、了解を得てください。
- 受入者は、搬入予定日までに受入れ地内の支障となる物件等の移設解体、受入れに必要な施設の整備及び立木の伐採・抜根、除草を行ってください。
- 県は、搬入土の敷均し締固めは行わないものとします。なお、建物の建築予定箇所等で締固めが必要な場合は、受入者の責任及び費用負担で実施してください。
- 受入者が敷均し締固めを行う場合は、県の搬入計画に支障とならないよう調整を行ってください。
- 受入者は、搬入路及び出口に交通整理員を配置して交通整理を実施する等、交通の安全を確保する対策を行ってください。
- 搬入した建設発生土は、受入者の責任において管理するものとし、当該土砂が第三者に影響を及ぼしたときは、受入者がその損害を賠償するものとします。